



政府統計

報道関係者 各位

平成 28 年 6 月 15 日

【照会先】

大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課

課長 石原 典明

課長補佐 佐田 晴康

労働経済第一係

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 7622)

(直通電話) 03(3595)3145

## 労働経済動向調査(平成 28 年 5 月)の結果

～労働者過不足判断 D. I. は、正社員等労働者、パートタイム労働者とも引き続き不足超過～

厚生労働省では、このほど、労働経済動向調査(平成 28 年 5 月)の結果を取りまとめましたので、公表します。「労働経済動向調査」は、景気の変動が雇用などに及ぼしている影響や今後の見通しについて調査し、労働経済の変化や問題点を把握することを目的に、四半期ごとに実施しています。また、今回は特別項目として、「平成 29 年新規学卒者の採用計画等」についても調査しています。

本調査は、平成 28 年 5 月 1 日現在の状況について、主要産業の規模 30 人以上の民営事業所のうちから 5,835 事業所を抽出して調査を行い、このうち 2,802 事業所(うち有効回答 2,748 事業所、有効回答率 47.1%)から回答を得ています。

### (調査結果のポイント)

#### 1 生産・売上額等、所定外労働時間、正社員等雇用の状況(平成 28 年 4～6 月期実績見込)

##### (1) 生産・売上額等判断 D.I. (注 1)

「調査産業計」で 0 ポイント。主要産業別にみると「建設業」(+7)、「卸売業、小売業」(+5)、「サービス業(他に分類されないもの)」(+4)でプラスとなったが、「製造業」(△1)はマイナス。

【P4表1、P10 第1図、P17 付属統計表第2表】

##### (2) 所定外労働時間判断 D.I. (注 1)

「調査産業計」で 3 ポイント。主要産業別にみると「建設業」(+6)、「卸売業、小売業」(+4)、「サービス業(他に分類されないもの)」(+3)、「製造業」(+2)でプラス。

【P4表2、P11 第2図、P17 付属統計表第2表】

##### (3) 正社員等雇用判断 D.I. (注 1)

「調査産業計」で 13 ポイント。主要産業別にみると「サービス業(他に分類されないもの)」(+14)、「製造業」(+12)、「建設業」(+9)でプラスとなったが、「卸売業、小売業」(0)。

【P5表3、P12 第3図、P17 付属統計表第2表】

#### 2 労働者の過不足状況、雇用調整の状況

##### (1) 労働者過不足判断 D.I. (注 1)

平成 28 年 5 月 1 日現在、「調査産業計」で正社員等労働者は 32 ポイントと 20 期連続、パートタイム労働者は 31 ポイントと 27 期連続して、それぞれ不足超過。正社員等労働者、パートタイム労働者ともに全ての産業で不足超過。

【P6表5、表6、P14 第5図、P18 付属統計表第3-1表】

(2) 「雇用調整を実施した」事業所の割合(平成 28 年 1～3 月期実績)は「調査産業計」で 26%。うち、「事業活動縮小によるもの」は 2%。

【P7表8、表9、P14 第6図、P21 付属統計表第6表】

#### 3 平成 29 年新規学卒者(注 2)の採用計画等(今回調査の特別項目)

調査産業計の学歴別にみた平成 29 年新規学卒者の採用予定者数を平成 28 年の採用者数よりも「増加」とする事業所の割合は、「高校卒」25%(24%)、「高専・短大卒」18%(17%)、「大学卒(文科系)」18%(19%)、「大学卒(理系)」22%(22%)、「大学院卒」11%(13%)、「専修学校卒」14%(14%)であった。

【括弧内は平成 27 年 5 月調査の数値。P9表 11、P15 第8図、P22 付属統計表第7表】

(裏面に続く)

調査結果の詳細は、別添概況をご覧ください。

(注1) 「D.I.(Diffusion Index:ディフュージョン・インデックス)」とは、変化の方向性を表す指標である。

(1) 「生産・売上額等」「所定外労働時間」「雇用」の判断D.I.は、当該期(間末)を前期(間末)と比べて「増加」と回答した事業所の割合から「減少」と回答した事業所の割合を差し引いた値である。なお、これらの値には季節による変動があるため、季節調整を行っている。

これらの判断D.I.がプラスであれば、前期(間末)よりも増加させた事業所が多いことを示す。

(2) 「労働者過不足判断D.I.」は、調査時点において、労働者が「不足」と回答した事業所の割合から「過剰」と回答した事業所の割合を差し引いた値である。

この判断D.I.がプラスであれば、人手不足と感じている事業所が多いことを示す。

(注2) 「平成29年新規学卒者」とは、平成29年3月卒業予定者又は概ね卒業後1年以内の者を新規学卒者とほぼ同等の条件で平成29年度に採用する者をいう。